名古屋都市計画区域

北名古屋市都市計画図

1:10,000 地形図

令和三年三月測図

（都市計画区域）	愛知県公告		平成22年12月24日
（市街化区域）	愛知県告示	第112号	平成29年3月17日
（用途地域）	北名古屋市告示	第160号	令和3年3月31日
（防火地域）	北名古屋市告示	第228号	平成18年11月14日
（準防火地域）	北名古屋市告示	第228号	平成18年11月14日
（都市計画道路）	愛知県告示	第92号	令和5年3月3日
	北名古屋市告示	第19号	令和5年3月3日
（都市計画駐車場）	北名古屋市告示	第279号	平成22年12月24日
（都市計画公園）	北名古屋市告示	第257号	令和6年12月17日
（都市計画緑地）	北名古屋市告示	第277号	平成22年12月24日
（汚物処理場）	北名古屋市告示	第275号	平成22年12月24日
（ごみ焼却場）	北名古屋市告示	第104号	平成26年4月1日
（土地区画整理事業）	北名古屋市告示	第31号	平成29年3月17日
（土地区画整理促進区域）	北名古屋市告示	第235号	平成18年11月14日
（都市計画下水道）	愛知県告示	第64号	平成29年2月21日
	北名古屋市告示	第1号	平成28年1月4日

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
○ 建てられる用途
× 建てられない用途
①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり

		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	商業地域	準工業地域	工業地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅	非住宅部分の床面積が50㎡以下の建物previous	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建築士事務所のサービス業用店舗のみ、2階以下。 ② 1に加えて、物品販売店舗、飲食店、理髪店、美容院、クリーニング店、表具・写真現像等生業用のサービス業用店舗のみ、2階以下。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	①	②	③	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			③	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの							○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	
ホテル、旅館					▲	○	○	○		▲ 3,000㎡以下	
娯楽施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パチンコ店等遊戯施設				▲	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス、ダンスホール等				▲	○	○	▲	○	▲ 10,000㎡以下	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ゲームセンター等				▲	○	○	▲	○	▲ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場等							○	○	▲ 客席200㎡未満	
	キャバレー、個室付浴場等							▲	○	▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校	幼稚園（幼保連携型認定こども園を除く。）、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○			
	大学、高等専門学校、専修学校等		○	○	○	○	○	○			
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○			
	郵便局等	①	①	○	○	○	○	○			① 郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が500㎡以内のもの
	巡査派出所、公衆電話所等	○	○	○	○	○	○	○			
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○			
	病院	○	○	○	○	○	○	○			
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○			
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○			
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	○		▲ 600㎡以下	
	自動車教習所				▲	○	○	○		▲ 3,000㎡以下	
単独車庫（付属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○		▲ 300㎡以下	2階以下
建築物附属自動車車庫	建築物の敷地が道路に接する間口の1/5以下かつ奥行き15m以下の敷地内	①	②	②	③	③	○	○		① 600㎡以下 1階以下 ② 900㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	1～3項の敷地内について附属車庫	1～3項に建築されるものに限る。									
倉庫業倉庫							○	○	○		
畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
工場	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場			①	①	②	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれがあまり少ない工場					①	②	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場						①	②	○	○	
	危険性や大きい又は著しく環境を悪化させるおそれのある工場								○	○	
	自動車修理工場				①	①	③	③	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
危険物の貯蔵・処理の量	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設		①	②	○	○	○	○	○	
		量が少ない施設					○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 2,500㎡以下
		量がやや多い施設						○	○	○	
		量が多い施設							○	○	
製作所、倉庫、火薬庫、石油貯蔵施設、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定される									
自然環境保護区域（CD区域除く）		○	○	○	○	○	○	○	○	※容積率30%を域に制限有	

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

凡例

		容積率 建蔽率
	都市計画区域界	
	市町村界	
	市街化区域界	
一低	第一種低層住居専用地域	100/60
一中高	第一種中高層住居専用地域	200/60
二中高	第二種中高層住居専用地域	200/60
一住	第一種住居地域	200/60
二住	第二種住居地域	200/60
商業	商業地域	400/80
準工	準工業地域	200/60
工業	工業地域	200/60
	土地区画整理事業	
整備済み区間 未整備区間	都市計画道路	
	都市計画駐車場	
	都市計画公園(街区公園)	
	都市計画緑地	
	防火地域	
	準防火地域	
	地区計画区域	
	流域下水道の処理施設	
Ⓟ	ポンプ場・調整池	
	汚物処理場・ごみ焼却場	

※第一種低層住居専用地域：高さ制限10m

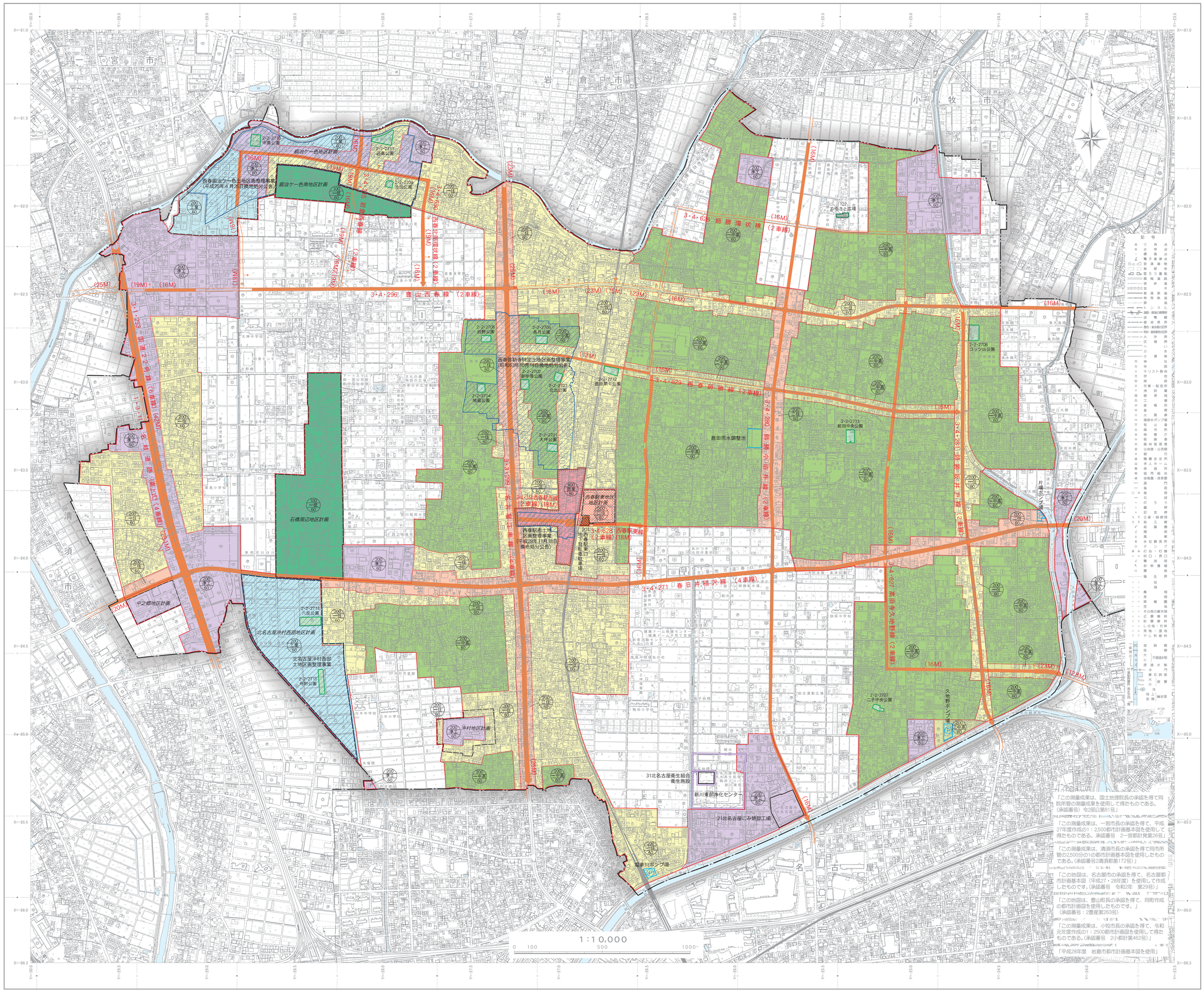
一宮市
岩倉市
小牧市
清須市
名古屋市
豊山町
3・4・629 師勝環状線（2車線）
3・4・296 豊山西春線（2車線）
3・3・123 名古屋一宮線（6車線）（42M）
3・4・271 春日井師勝線（4車線）
3・4・202 春田寺久手線（2車線）
3・4・628 西春駅東線（2車線）（18M）
3・4・629 西春駅前線（2車線）
3・3・128 西春駅東西線（2車線）（18M）
3・3・128 西春駅東西線（2車線）（16M）
3・4・630 西春駅前線（2車線）（19M）
3・4・630 西春駅前線（2車線）（16M）
3・4・630 西春駅前線（2車線）（19M）
3・4・630 西春駅前線（2車線）（16M）
3・4・630 西春駅前線（2車線）（23M）
3・4・630 西春駅前線（2車線）（16M）
3・4・630 西春駅前線（2車線）（23M）
3・4・630 西春駅前線（2車線）（16M）
3・4・630 西春駅前線（2車線）（16M）
3・4・630 西春駅前線（2車線）（16